

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月6日（平成30年（行情）諮問第246号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第519号）

事件名：東京労働局の数値目標の算定根拠等が算用数字を用いて記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東京労働局の政策、事業、計画、方針等の数値目標の算定根拠や積算内訳が算用（アラビア）数字を用いて記載されているもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月2日付け東労発総開第29-444号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

東京労働局では1年に数百件の数値目標が作成されていますが、その全てにおいて積算や内訳等がないとは考えにくいです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成30年1月31日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年3月11日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 都道府県労働局の行う事業等の数値目標について

都道府県労働局においては、概ね厚生労働省から示された数値に基づき、事業、計画、方針等の数値目標を設定している。

(2) 処分庁の行う事業等の数値目標について

処分庁に対し、政策等に係る数値目標の設定状況について聴取したところ、処分庁の行う事業等の数値目標については、上記(1)のとおり厚生労働省から示された数値により設定しており、処分庁において数値目標等の算定や積算を行っているものではないとのことであった。

また、処分庁が作成する数値目標(管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に示す数値目標を含む)については、上記の厚生労働省から示された数値目標を基に、過去の実績、各部署の人員規模及び管内の情勢等を総合的に勘案し設定するものであり、目標を達成する上で必要な項目に係る計数等をひとつひとつ積み上げて導き出しているものではないとのことであった。

(3) 原処分の妥当性について

都道府県労働局の数値目標については基本的に上記(1)のとおり厚生労働省本省において決定されるものであり、また、処分庁において作成する各事業等の数値目標の設定については上記(2)のとおりであることから、審査請求人が求める行政文書が存在しないとしても、必ずしも不自然とまではいえない。

なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

このため、処分庁において、開示請求対象文書が存在しないとしても何ら問題なく、当該文書が存在しないとした原処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「東京労働局の数値目標のすべてにおいて積算や内訳等がないとは考えにくい。」として行政文書の特定を求めているが、本件対象文書については、上記(3)で示したとおりであるため、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月28日 審議

④ 同年3月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第3の3（2）及び（3））において、以下のとおり説明する。

ア 処分庁の行う事業等の数値目標について

処分庁に対し、政策等に係る数値目標の設定状況について聴取したところ、処分庁の行う事業等の数値目標については、厚生労働省から示された数値により設定しており、処分庁において数値目標等の算定や積算を行っているものではないとのことであった。

また、処分庁が作成する数値目標（管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に示す数値目標を含む）については、上記の厚生労働省から示された数値目標を基に、過去の実績、各部署の人員規模及び管内の情勢等を総合的に勘案し設定するものであり、目標を達成する上で必要な項目に係る計数等をひとつひとつ積み上げて導き出しているものではないとのことであった。

イ 原処分の妥当性について

都道府県労働局の数値目標については基本的に厚生労働省本省において決定されるものであり、また、処分庁において作成する各事業等の数値目標の設定については上記アのとおりであることから、審査請求人が求める行政文書が存在しないとしても、必ずしも不自然とまではいえない。

なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

(2) 上記（1）の諮問庁の説明を踏まえ、当審査会において、諮問庁から、厚生労働省が東京労働局に対して示した数値目標が記載されている文書（別紙の1ないし3及び6に掲げる文書）の提示を受けて確認したところ、いずれの文書にも、公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の各項目について、全国の目標値及びそれを基にした各都道府県労働局の目標値が記載されており、東京労働局の事業等の数値目標の算定根拠等がアラビア数字を用いて記載されていることが認められる。

(3) さらに、別紙の3に掲げる文書では、厚生労働省が都道府県労働局に

対して示した目標値を基に、各都道府県労働局において目標値案を設定し、それを厚生労働省に報告するよう求めている旨の記載が認められることから、当審査会において、諮問庁から、東京労働局が厚生労働省に報告した文書（別紙の5に掲げる文書）及びこれに併せて東京労働局において独自に作成した文書（別紙の4に掲げる文書）の提示を受けて確認したところ、いずれの文書にも、公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の各項目について、東京労働局全体の目標値並びに管内の各公共職業安定所ごとの前年度の実績及び目標値等が記載されており、東京労働局の事業等の数値目標の算定根拠等がアラビア数字を用いて記載されていることが認められる。

- (4) したがって、東京労働局において、本件対象文書に該当するものとして、少なくとも、別紙に掲げる文書を保有しているものと認められるので、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法等に関する業務についても調査の上、本件対象文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京労働局において別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 公共職業安定所のマッチング業務指標
- 2 平成29年度における公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組（ハローワーク評価）について（平成29年2月9日付け職公発0209第2号）
- 3 平成29年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の目標設定について（平成29年2月9日付け職公発0209第4号）
- 4 東京労働局で検討した資料
- 5 上記3の別紙の4-1ないし4-3に東京労働局が数値を記載し，厚生労働省に提出した文書
- 6 平成29年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の目標設定及び留意点等について（平成29年3月15日付け職公発0315第1号）